

兵庫県県産木材の利用促進に関する条例(仮称)の概要

利用可能な森林資源が充実する反面、価格の低迷などにより、県産木材の利用が進んでいない。

森林を県民共有の財産と位置づけ、県産木材の利用促進とそのことを通じた森づくりに関する施策を総合的・計画的に推進する。

1 条例制定の目的

- ・ 県産木材の利用の促進等にかかる施策を計画的・総合的に推進し、
- ・ 林業、木材産業の自立的発展を図り、もって、
- ・ 森林の多面的機能の発揮、地域創生

に資する

2 条例の目指す姿



利用促進

県

- ▶公共施設等の木造・木質化を推進
- ▶木質バイオマスの利活用を促進
- ▶新たな木材用途の技術開拓・普及
- ▶普及啓発

建築関係事業者

- ▶木材建築技術の継承・向上
- ▶人材の育成 など

その他事業者・県民

- ▶木造住宅、内装材での利用
- ▶暮らしでの多様な利用

加工流通体制の整備

県

- ▶木材加工施設、流通施設等整備を支援

林業事業者・木材産業事業者

- ▶新たな用途の開発 など

3 各主体の役割

県産材の安定供給 県産木材利用を通じた森づくり

県

- ▶森林施業の集約化・事業体の育成
- ▶林内路網の整備を推進
- ▶高性能林業機械の導入促進
- ▶人材育成▶森づくりを計画的に推進

森林所有者・林業事業者

- ▶森林の適切な整備・管理・保全(間伐など)

県民

- ▶森づくりへの参画

兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（仮称）要綱案

森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、森川海の物質循環、保健・レクリエーション、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、県民共通の大切な財産である。

このような多面的機能は、森林が健全な状態で保たれることにより発揮され、中山間地域のみならず都市地域の住民の生活にも安らぎやうるおいをもたらしている。

本県の森林は、戦後、植林を進めた人工林が利用可能となり、森林資源の充実が進んでいる反面、外国産木材の輸入等により経済的価値が低下し、県産木材の利用が進んでいない。

木材は、人に優しく、環境に負荷の少ない資源であり、軽くて丈夫で、加工しやすく、建築、家具など様々な形で利用される快適で安心な材料である。

県産木材の利用を促進することにより、自立的な林業・木材産業を確立し、県民共通の財産として長期的な視点に立ち、適切な森づくりを進め、森林の多面的機能を維持・向上させる必要がある。このことは地域創生の取組にもつながるものである。

ここに、県及び関係者が協働し、県産木材の幅広い利用を進めるため、この条例を制定する。

第1 目的

この条例は、県産木材の利用の促進及びそのことを通じた森づくり（以下「県産木材の利用の促進等」という。）の基本理念を定め、県の責務並びに市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進等の施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進等の施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって災害に強い安全安心な県土づくり、水源の涵養、森川海を巡る健全な物質循環による自然環境の保全、保健・レクリエーション、地球温暖化防止等、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与することを目的とする。

第2 定義

- (1) 県産材 県内の森林で生産された原木のことをいう。
- (2) 県産木材 県産材を原材料として、県内の工場で加工された製品（県内で加工できない製品については、県産材を原材料として使用していることを証明できる場合は県産木材に含む。）をいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 土砂災害の防止、水源の涵養、森川海の物質循環による自然環境の保全、保健・レクリエーション、地球温暖化防止等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能の発揮に資するための森林の適切な整備、管理及び保全に係る取組をいう。

- (5) 森林所有者 森林法に規定する森林所有者をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (9) その他事業者 林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者以外の事業を行う者をいう。

第3 基本理念

- (1) 事業活動や日常生活において木材を優先的に活用する意識を高め、建築用から家具、用具、さらには燃料用まで余すところなく利用すること。
- (2) 県産木材の利用により、森林の有する多面的機能の維持発揮に資すること。
- (3) 県産木材の利用により、木材の伐採、利用、植栽及び保育という林業生産活動が円滑に循環し、豊かな森林資源が次代に引き継がれること。

第4 県の責務

- 県は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町と連携を図るものとする。

第5 市町の役割

市町は、基本理念にのっとり、県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民と連携し、県産木材の利用の促進等に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。

第6 森林所有者の役割

森林所有者は、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備、管理及び保全に積極的に努めるものとする。

第7 林業事業者の役割

林業事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

第8 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するとともに、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、県産木材の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

第9 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

第10 その他事業者の協力

その他事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動において、県産木材の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第11 県民の協力

県民は、木材利用の意義及び重要性について理解を深め、日常生活を通じて、森づくりへの参画や県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策に協力するものとする。

第12 県産木材の利用の促進等に関する指針

- 知事は、県産木材の利用の促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進等に関する基本的な指針（以下、「促進指針」という。）を策定するものとする。
- 促進指針においては、次に掲げる各号を定めるものとする。
 - (1) 県産木材の利用の促進等に関する取組方針及び目標
 - (2) 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項
 - (3) その他、県産木材の利用の促進等に関する必要な事項
- 知事は、促進指針を定め、又はこれを変更したときは、議会に報告するとともに、市町長に通知し、遅滞なくこれを公表しなければならない。

第13 県産材の安定供給の推進

県は、県産材の安定供給を推進するため、森林施業の集約化、林業事業体の育成強化、林内路網の整備、高性能林業機械の導入促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第14 県産木材の加工流通体制の整備

県は、品質、価格、供給力で外材や他府県産材に対して競争力を備える県産木材の加工流通体制の整備を推進するため、木材の加工施設、流通施設等の整備への支援、工場における品質や生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第15 県産木材の利用の促進

- 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 公共施設等における県産木材の利用の推進
 - (2) 県産木材を使用する住宅等の建設の促進

- (3) 土木資材、産業資材や防災資材など新たな分野における県産木材の利用の促進
- (4) 新たな木質建材の活用や新たな用途開発の推進
- (5) 国内外の販路拡大の推進

第 16 木質バイオマスの利活用の促進

県は、未利用間伐材等の木質バイオマスとしての利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、未利用間伐材等の生産、加工及び流通に係る経費を縮減し、かつ安定的に供給する体制の構築を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 17 県産木材利用等を通じた森づくりの推進

県は、県産木材利用等を通じた森づくりを推進するため、林業経営の持続を促す間伐及び間伐材の搬出、皆伐及び再造林並びに陸から海への栄養塩等の供給を促し豊かな海の再生に結びつく広葉樹林の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 18 人材の育成

県は、森林、林業、木材産業その他木材の生産及び利用を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 19 普及啓発

県は、県民が木に親しみ触れ合い、木の文化や木材の良さ及びその利用の意義・利点を学ぶ機会の確保、県産木材の利用の促進等に関する情報の発信その他の普及啓発に係る必要な施策を講ずるものとする。

第 20 市町に対する支援

県は、市町が実施する県産木材の利用の促進等に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 21 財政上の措置

県は、県産木材の利用の促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 22 実施状況の公表

知事は、県産木材の利用の促進等に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第 23 附則

(施行期日)

この条例は、平成 29 年〇月〇日から施行する。